

火山の爆発に伴い多量の降灰があった市町村に対し、市町村が管理する道路、下水道、都市排水路、公園または宅地 (宅地に係る降灰については市町村長が指定した場所に集積されたものに限る)に係る降灰について当該降灰の除去事業を 実施した場合に、その経費について国が補助する制度。(活動火山対策特別措置法第11条)

※補助対象は、除去事業の施行に直接必要な調査及び測量費や機械器具の借上げ、購入等に必要な経費も含む

### 対象施設・補助率(防災課担当分)

#### 道路

1/2 (年間降灰重量1,000g/m<sup>2</sup>以上の場合)

2/3 (年間降灰重量2,500g/m<sup>2</sup>以上の場合)

#### 下水道

2/3 (年間降灰重量1,000g/m²以上の場合)

## ①火山噴火





# ②道路等への降灰







